

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項及び第六十八条第二項の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関及び保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条及び第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年九月二十六日

東北厚生局長

尾崎俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐藤健レディースクリニック	盛岡市津志田西二丁目一三番八三号	令和七年十月二十五日
上組町ほほえみスキンクリニック	遠野市上組町三番四号	令和七年十月十九日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項及び第六十八条第二項の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関及び保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条及び第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年九月二十六日

東北厚生局長

尾崎俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋爪歯科医院	大船渡市大船渡町字上山一番地一八	令和七年十月十六日
なおこ歯科クリニック	北上市北鬼柳一八地割一〇四番地二	令和七年十月二日
かじまち小原歯科医院	北上市鍛冶町二丁目一三番二〇号	令和七年十月一日
おおつつみ歯科クリニック	北上市相去町旧館沢一八番地一	令和七年十月二日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項及び第六十八条第二項の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関及び保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条及び第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年九月二十六日

東北厚生局長

尾崎俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
銀河薬局 開運橋店	盛岡市大通三丁目九番三号	令和七年十月二十一日
フロンティア薬局石鳥谷店	花巻市石鳥谷町新堀第八地割三四番地四	令和七年十月一日
中田薬局 上中島店	釜石市上中島町三丁目二番一五号	令和七年十月一日
はなぞの薬局	奥州市水沢佐倉河字慶徳七六番地一	令和七年十月一日
ドレミ薬局	滝沢市牧野林一〇一〇番地二	令和七年十月一日